# 最低賃金を知っていますか？

クラシノソコアゲ応援団！
RENGOキャンペーン
一人ひとりが主役です。

**法に基づき、国が賃金の最低額を定めています。**

## 今すぐチェック！ あなたの街の最低賃金

2017年10月1日から **和歌山県** の

**地域別最低賃金は**

# 777 時給円

深夜勤務の場合 25%加算
午後10時～午前5時に勤務する場合 **971** 時給円

深夜勤務の場合、少なくとも**深夜割増25%**が加算されます。この他にも、時間外割増や休日割増が加算されるケースもあります。

詳しくは、連合へご相談ください。

## “キーワード”で読み解く最低賃金

### 2017年10月1日から

最低賃金は、**毎年**、都道府県ごとに見直されています。

### 777 時給円

会社には**この額以上**の賃金を支払う義務があります。この額を下回る賃金は**法律違反**です。下回った場合、その差額を請求できます。

### 派遣先

派遣で働く方には、派遣元ではなく、**派遣先**の最低賃金が適用されます。

### 割増いろいろ

例えば**深夜勤務**の場合には、**割増賃金**が適用されているか、要チェックです。

**おかしいな？と思ったら「なんでも労働相談ダイヤル」へ**

携帯・PHS OK

# 0120-154-052
（いこうよ れんごうに）

**日本労働組合総連合会和歌山県連合会（連合和歌山）**
http://www.rengo-wakayama.jp/

連合和歌山